

平成 22 年 3 月 25 日

理事長裁定

学校法人君津学園教職員行為規範基本規則

学校法人君津学園は、その建学の理念を「真心教育」とし、昭和 21 年の木更津英語講習所の創設以来、地域に密着した教育機関として発展してきた、そして、大学、短期大学、高等学校及び幼稚園を経営する総合的教育機関として躍進してきたところである。

学園は社会の発展における教育の意義を認識し、その活動の成果として、創造的かつ人間性豊かな社会人、専門的職業人を育成してきた。その過程において、学園の役員、教職員は、教育、保育、研究活動においてさまざまな倫理規範、法令を尊重、遵守し、社会の良識の継承者として、示顕者として行動してきたところである。

今般、学園の教職員行動規範を成文化し確認するのは、社会状況の変化に対応して、学園の行動規範を改めて表明し社会の信頼に応えるためのものであり、建学以来の学園の基本姿勢を明示するものに他ならない。

学園の役員、教職員はここに明示する行為規範に従って、学生、生徒及び幼児の教育、保育に当たり、学生、生徒及び幼児や他の教職員の活動の援助、さらにその他の社会的活動においても、この規範に従って行動することを改めて表明するものである。

(目的)

第 1 条 この基本規則は、教職員（役員を含む。以下同じ。）に要請される、教育者、研究者及びその活動の援助者としての諸活動にかかわる行為に関して、教職員の倫理基準を示し、また、社会的に要請される行為規範にかかわる学園の施策を明示し、さらに、これらの規範に反する行為に対処する方法、基準及び手続きについて規定することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 学園は、その社会的使命と教育の公共性に鑑み、高い倫理性に基づく、公平、公正な学園運営を希求するものとする。

2 教職員は、学園の一員としての自覚を持って、建学の理念を実現するために一致協力するよう努めるものとする。

3 教職員は、他者の人格、人権を尊重し、人種、国籍、政治的、宗教的及び倫理的信条、性別、身分、出生、障害、教育、財産、収入、職業等によって差別し、不当な扱いをし、又は嫌がらせをしないよう努めるものとする。教育、保育及び研究活動を援助する場合においても同様とする。

4 教職員は、学生に対する教育、研究指導、生徒に対する教育、幼児に対する保育において、学生、生徒及び幼児の人格を尊重するものとし、公正、公平な対応を行うよう努めるものとする。

5 教職員は、学園の果たすべき社会的使命を自覚し、その信用、名誉を毀損することがないよう努めるものとする。教育等を援助する場合においても同じとする。

(教職員の倫理規範)

第 3 条 教職員は、教育者、保育者及び研究者としてより高次の倫理性を保持する必要性を自覚して行動しなければならない。

- 2 教育、保育及び研究を援助する者は、その職責の重要性を自覚して高次の倫理性を保持し、自己の言動が学生、生徒及び幼児に多大の影響を与えることに留意しなければならない。
- 3 教職員の行動基準となる規範は、別に定める「君津学園教職員倫理規範」によるものとする。

(研究者の倫理規範)

第4条 清和大学、清和大学短期大学部の教員は、大学の理念及び学問の自由の精神を自覚し、研究者としての良心に従って、研究活動を進めるものとする。またその成果は教育活動に反映されなければならない。

- 2 清和大学、清和大学短期大学部の教員は、平成18年10月3日付日本学術会議声明において公表された「科学者の行動規範」及び「科学者の行動規範の自律的実現を目指して」を、その行動の規範とするものとする。
- 3 学園の役員は、教員の研究が憲法第23条に規定する「学問の自由」に依拠することに留意するものとする。
- 4 前3項の規定は、高等学校及び幼稚園の教員の研究の自由と、その必要性を否定するものと解釈してはならない。

(男女共同参画に関する措置)

第5条 学園は、かねてから男女共同参画社会基本法の理念の基づく学園運営が実施されていることを確認し、改めて、その理念を尊重し、推進するものとする。

- 2 教職員は、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に則り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めるものとする。

(公益通報者に関する措置及び規則)

第6条 学園は、公益通報者保護法第2条に規定する「公益通報者」を保護するため必要な措置をとるものとする。

- 2 前項の措置は、別に定める「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」によるものとする。

(ハラスメントに関する措置及び規則)

第7条 学園は、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、各種のハラスメントを防止するため必要な措置をとるものとする。

- 2 各種のハラスメントの定義、必要な措置等については、別に「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」を制定する。
- 3 清和大学セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成21年2月19日教授会承認、理事長裁定）、清和大学セクシャル・ハラスメント調査委員会規程（平成21年2月19日教授会承認、理事長裁定）、清和大学短期大学部セクシャル・ハラスメントの防止に関する規則（平成22年2月23日教授会承認、理事長裁定）及び清和大学短期大学部セクシャル・ハラスメント調査委員会規則（平成22年2月23日教授会承認、理事長裁定）は、前項に規定する規則の一部を構成するものとみなすものとする。
- 4 学園の設置する各学校の長は、第1項及び第2項の規定を実施するための細則を制定することができる。

(個人情報保護に関する措置)

第8条 学園は、個人情報の保護に関する法律第2条に規定する「個人情報」を保護するた

め必要な措置をとるものとする。

- 2 前項の措置は、別に定める「学校法人君津学園個人情報保護規則」によるものとする。
- 3 学園の設置する各学校の長は、前2項の規定を実施するための細則を制定することができる。

(情報公開に関する措置及び規則)

第9条 学園の設置する学校は、大学設置基準第2条、短期大学設置基準第2条、高等学校設置基準第4条又は幼稚園設置基準第2条の3の規定を遵守して「情報の積極的な提供」に関して、必要な措置をとるものとする。

- 2 学園理事会は、学園の設置する各学校に係る人事、経理等の企画、運営、管理等において、前項の規定に留意し、必要な措置をとるものとする。
- 3 前2項の措置は、別に定める「学校法人君津学園情報公開等に関する規則」によるものとする。
- 4 理事長及び学園の設置する各学校の長は、前6項の規定を実施するために必要な規則を制定するものとする。

(危機管理に関する措置及び規則)

第10条 学園の設置する学校において発生するさまざまな事象に伴う危機に対応するための必要な措置について、その統括者を理事長とする。

- 2 学園の設置する各学校の長及び法人本部事務局長は、各学校及び法人本部事務局における危機に対応する責任者とする。複数の学校において危機が発生した場合においては、理事長の指名を受けた者を危機に対応する責任者とする。
- 3 学園の危機管理については、別に定める「学校法人君津学園危機管理規則」によるものとする。
- 4 学園の設置する各学校の長は、前項に定める規則の実施に必要な細則を定めることができる。

(法令遵守に関する規範及び措置)

第11条 教職員は、日本国憲法及びその規定に基づいて制定された法令を遵守すると共に、確立された慣習、規範とみなされる判例並びに寄付行為及び学則等の学園諸規則を遵守するものとする。

- 2 自己の擁く政治的、宗教的及び倫理的信条により前項に規定した法令等のいずれであっても遵守を拒否する場合においては、学園教職員としての地位を失うものとする。
- 3 第1項の規定に違反した者については、清和大学就業規則第53条第1号、清和大学短期大学部就業規則第37条第3号、木更津総合高等学校就業規則第91条、市原中央高等学校就業規則第91条、清和大学附属八重原幼稚園就業規則34条第3号、清和大学附属畑沢幼稚園就業規則34条第3号又は清和大学附属金田幼稚園就業規則34条第3号の規定に該当するものとして懲戒処分とすることがある。
- 4 前項の懲戒処分は、「懲戒処分の実施に関する規則」の規定に基づき実施する。
- 5 第1項に規定する法令等に欠缺のある場合においても、君津学園教職員倫理規範に反する行為が認められるものと解釈してはならない。

(利益相反行為に関する規範、遵守義務及び処置)

第12条 学園の教職員の利益相反行為に関する規範は、本条以下に規定するものとする。

- 2 この条の規定において「利益相反行為」とは、教育、保育及び研究等に関する業務並びにこの業務を援助する業務において、教職員としての義務よりも自己又は第三者の利益を優先させるすべての行為をいう。
- 3 教職員は、利益相反行為を行ってはならない。
- 4 学校法人君津学園の理事は、私立学校法第 40 条の 4 の規定に基づき、学園と利益が相反する事項については代理権を有しないものとする。
- 5 学園が設置する各学校の長及び法人本部事務局長若しくは各学校の副学長、副校長及び副園長若しくは学部長及び学科長並びに監督又は管理の地位にある者は、学園と利益が相反する事項については契約を締結することができないものとする。ただし、あらかじめ学園の規則において認められている事項又は相当の対価を提供する売買契約等、社会通念上許容されるものはこの限りではない。
- 6 前 2 項に規定する役員及び教職員の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者が支配的地位を有する全ての種類の法人（「権利能力なき社団」を含む。）は、前 2 項に規定する役員又は教職員とみなすものとする。
- 7 第 4 項及び第 5 項に反する事実を知った教職員は、速やかに監事のいずれかにその事実を通報するものとする。
- 8 前項の通報を受けた監事は、私立学校法第 37 条第 3 項第 1 号に該当する職務として必要な監査を速やかに行い、利益相反行為と認めたときには同項第 4 号による必要な措置をとるものとする。

（基本規則の実施）

第 13 条 学園の設置する学校の教職員は、この規則の趣旨にのっとり、互いに協力してその理念の実現に努めるものとする。

（基本規則実施の事務）

第 14 条 本規則の実施のための事務は、法人本部事務局企画室が担うものとする。

2 学園の設置する学校は、理事長の承認を得て、第 3 条から第 11 条の規定を実施するための機関を設置することができる。

（基本規則等の検証）

第 15 条 この規則及び付随する規則等は、施行の日から 2 年を経過した日を目処として、その実施状況、法令との整合性等について検討し、必要な措置を講ずるものとする。以後 2 年ごとに同様とする。

（改廃）

第 16 条 この規則は、理事会の議を経て改廃する。

2 学園の設置する各学校の長は、この規則の改正について理事長に上申することができる。

附則 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。